

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 (野生動物抜粋)

令和 3-2 年 0-7 月 0-1 日
農林水産大臣公表

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

2 都道府県の取組

(1) 略

(2) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項4】野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局及び [鳥獣対策担当部局（農林）並びに野生動物担当部局（環境）等野生生物担当部局等](#) を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

(3) ~ (6) 略

3 市町村及び関係団体の取組

4 関連事業者の取組

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3-1 浸潤状況を確認するための調査

- 1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定
- 2 抗体保有状況調査
- 3 病性鑑定材料を用いた調査
- 4 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

【留意事項8】死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

【留意事項9】現地で採材する場合に携行する用具

野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具等については、「CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年12月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参照する。

【留意事項10】野生いのししの豚熱の検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲された野生いのししの場合は血清、死亡した野生いのししの場合は血清（血液を採取できた場合に限り。）、扁桃、脾臓又は腎臓を用いてPCR検査又はリアルタイムPCR検査を実施すること。また、血液が採取できた場合は、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙1「豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

リアルタイムPCR検査はPCR検査に比べ、感度が十分ではないことが確認されているため、当面の間、豚等の検査には用いず、野生いのししの調査に限って使用すること。なお、リアルタイムPCR検査の産物では、制限酵素処理による判定ができないことから、野生いのししにおける初発事例においては、PCR検査及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）で実施する遺伝子解析により確定診断を行うこと。また、リアルタイムPCR検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、PCR検査を実施すること。

5 調査結果の報告

6 1から4までの調査等を行う調査員の遵守事項

(1) 略

(2) 4の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

【留意事項11】 野生いのししを検査する場合の関係者への指導に関する事項

都道府県は、野生いのししを確保した者等が直接家畜保健衛生所に搬入する場合等にあつては、野生いのししに病原体が含まれている可能性があることを踏まえ、関係者に対し、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きを参照に指導する。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該豚等の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 432】 野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径10km以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の [鳥獣対策担当部局（農林）](#)、[野生動物担当部局（環境）](#) 等 [野生生物担当部局等](#) の関係部局、[市町村](#)、[猟友会](#)等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししから豚熱ウイルスが検出された場合又は豚熱ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

(2) ~ (4) 略

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) ~ (8) 略

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1)～(5) 略

(6) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

【留意事項554】 制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

1～7 略

8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等野生生物担当部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～5 略

6 野生いのししの感染確認検査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

【留意事項 70㊦】 野生いのししの感染確認検査等に関する事項

都道府県は、接種区域を除き、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径10km以内の区域において第9の1の(2-1)の搬出移動制限区域内において、可能な限り当該農場周囲から外縁部の順に、死亡した野生いのしし及び猟友会等の協力を得て捕獲された ~~た~~ 野生いのししについて、少なくとも28日間、原則として、PCR検査又はリアルタイムPCR検査を実施する。また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイムPCR検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、動物衛生課と協議の上、PCR検査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、予防的ワクチン接種の状況等によっては、実施期間の「少なくとも28日間」については、動物衛生課と協議の上、短縮できる。

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第18 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生いのししが確認された地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該都道府県内の豚等の所有者及び飼養衛生管理者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他の関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 775】 野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第17により、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径10km以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の [鳥獣対策担当部局（農林）](#)、[野生動物担当部局（環境）](#) 等 [野生生物担当部局等](#) の関係部局、[市町村](#)、[猟友会](#) 等の関係団体に連絡する。

(2)、(3) 略

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1～3 略

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の **特定症状の有無**、死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

【留意事項 8179】 移動制限区域内における指導事項

（略）

- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等 野生生物担当部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）は、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし及び、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、抗原検査及び血清抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止を図る。同区域においては、野生いのししの捕獲の強化を進め、感受性動物の個体数の削減を図る。その際、可能な限り防護柵等により囲い込みを行う。移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査及び血清抗体検査を実施する。

【留意事項853】 野生いのしし動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第23の1の(1)の検査に当たっては、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししの検査について、可能な限り当該確認地点周囲から外縁部の順に、少なくとも28日間、原則として、PCR検査又はリアルタイムPCR検査を実施する。また、必要に応じ、血清抗体検査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。このため、都道府県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者へ協力を要請するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも28日間」については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

【留意事項85】 野生いのしし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止

都道府県は、国及び専門家等の意見、当該区域の野生いのししにおけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、地理的状況等）

等を踏まえて、必要に応じて、野生いのししの捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、許可捕獲の調整、農場周辺の収穫残渣等の誘引物の除去、その他効果的な方法による対策を検討する。

(2) 豚等における検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

2 周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1の(1)により発見した死亡した検査された~~第17により陽性と判定された~~野生いのしし及び捕獲された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

【留意事項 864】 野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

ウイルスの拡散を防止するため、死亡 した野生 いのししや捕獲された野生いのししの適切な扱いについては、手引きを参照する。

第24 経口ワクチンの散布

国及び都道府県は、第3-1の4、第12の6又は第23の1の(1)の調査等の結果、既に野生いのししへ豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと認める場合には、野生いのししにおける豚熱のまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止のため、市町村、猟友会等の関係団体と連携し、原則として、以下の措置を講ずる。

- 1 農林水産省は、野生いのししへのウイルスの浸潤状況等を考慮し、経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえて決定する。

- 2 農林水産省は、1により経口ワクチンの散布を決定した 場合、農林水産省は、ときは、経口ワクチンの使用方法、経口ワクチンの散布の効果・有効性の分析・評価方法等について記載した「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」(3において以下「実施指針」という。)を作成し、公表する。

- 3 都道府県は、実施指針に基づき、国、市町村、猟友会等の関係団体の協力を得て、経口ワクチンの散布に係る都道府県計画を策定し、有効的かつ効率的な散布を行う。

【留意事項87】 経口ワクチンの散布等について

都道府県は、国及び専門家等の意見を踏まえて、経口ワクチンの散布及び野生いのししの捕獲による生息密度の低減を実施し、必要に応じてその他効果的な方法による対策を検討する。